

令和 7 年 2 月定例会 県土整備委員会（事前）

令和 7 年 2 月 6 日（木）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

梶原委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（10時51分）

これより県土整備部関係の調査を行います。

この際、県土整備部関係の 2 月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることといたします。

【提出予定議案等】（説明資料、説明資料（その 2）、資料 1）

- 議案第 1 号 令和 7 年度徳島県一般会計予算
- 議案第 12 号 令和 7 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第 13 号 令和 7 年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算
- 議案第 14 号 令和 7 年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算
- 議案第 23 号 令和 7 年度徳島県流域下水道事業会計予算
- 議案第 45 号 徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について
- 議案第 51 号 徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約の変更請負契約について
- 議案第 52 号 椿泊荷さばき所（仮称）新築工事のうち建築工事の請負契約の変更請負契約について
- 議案第 53 号 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（4）の請負契約について
- 議案第 54 号 徳島小松島港赤石地区整備事業徳島小松島港荷役機械整備工事の請負契約について
- 議案第 57 号 権利の放棄について
- 議案第 58 号 権利の放棄について
- 議案第 63 号 令和 6 年度徳島県一般会計補正予算（第 8 号）
- 報告第 2 号 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 宅地造成及び特定盛土等規制法について（資料 2）
- 徳島県流域下水道事業経営戦略の改定案について（資料 3、4）
- 下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没を受けた緊急点検結果について

朝田県土整備部長

それでは、今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

県土整備委員会説明資料及び同説明資料（その 2）がございます。

それでは、県土整備委員会説明資料の2ページの目次を御覧ください。

御審議いただきます案件は、まず、令和7年度一般会計・特別会計予算といたしまして、歳入歳出予算、継続費、債務負担行為及び地方債でございます。次に、流域下水道事業会計予算を、最後にその他の議案等といたしまして、条例案、変更請負契約、請負契約、権利の放棄及び専決処分の報告についてでございます。

それでは、資料の3ページを御覧ください。

このページから5ページにかけましては、令和7年度県土整備部主要施策の概要でございます。

県土整備部におきましては、生命・財産・暮らしを守り、地域の持続的な成長を実現する県土づくりをテーマに、安心度アップ、魅力度アップ、透明度アップに向けた施策を着実に進めてまいります。

まず、第1、安心度アップに向け、1、強靱な道路ネットワークの構築として、（1）高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、（2）災害時における人命救助及び救援物資輸送に資する緊急輸送道路等の整備、3、流域治水の推進として、（2）大規模地震を迎え撃つ地震・津波対策などを推進してまいります。

4ページを御覧ください。

4、インフラメンテナンスと防災対策の推進として、（1）道路、河川などのインフラ老朽化対策、（4）災害に強い住環境の構築を推進してまいります。

次に、第2、魅力度アップに向け、1、持続可能な観光地づくりとして、（1）大鳴門橋への自転車道設置を推進するとともに、5ページに移りまして、3、持続可能で魅力的なまちづくりとして、（1）ウォーカブルな空間づくりなどに取り組んでまいります。

最後に、第3、透明度アップに向け、1、デジタル技術の活用として、道路関係のシステムにおいて更なるデジタル化を進めてまいります。

資料が変わりまして、令和7年度の公共事業の状況とその規模を御説明する資料（その1）を御覧ください。

令和7年度当初予算において、一般公共事業、県単独公共事業、県単独維持補修費などの公共事業費711億円の計上に加え、2月補正予算において、道路の維持補修を集中的に行う道路3か年リフレッシュ対策に加え、緊急輸送道路等の脆弱部^{ぜい}を補強し安全性を高める路肩緊急対策を進める県単独維持補修費21億円を合わせた総額732億円を確保しました。

委員会資料にお戻りいただきまして、県土整備部の令和7年度当初予算について御説明させていただきます。

6ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

表の下から3段目、計の欄を御覧ください。

左から2列目の令和7年度当初予算額の欄に記載しておりますとおり、県土整備部合計で639億9,833万8,000円を計上しております。

7ページを御覧ください。

特別会計につきましては、公用地公共用地取得事業特別会計など、三つの特別会計の合計で、最下段の左から二つ目の令和7年度当初予算額の欄に記載しておりますとおり66億8,347万7,000円を計上しております。

8ページを御覧ください。

このページから34ページにかけましては、課別の主要事項説明となります。

まず、県土整備政策課でございます。

県土整備部職員の人件費など、次の9ページの合計の欄に記載のとおり47億5,770万6,000円を計上しております。

10ページを御覧ください。建設管理課でございます。

土木企画調整事業費や建設業法等施行費など、合計で2億93万8,000円を計上しております。

11ページを御覧ください。

このページから12ページにかけましては、用地対策課の一般会計及び特別会計でございます。

まず、一般会計でございますが、用地事務指導促進事業費など合計で2,945万4,000円を計上しております。

12ページを御覧ください。特別会計でございます。

公用地公共用地取得事業特別会計では、公用地公共用地取得事業費など合計で27億5,907万8,000円を計上しております。

13ページを御覧ください。高規格道路課でございます。

高速自動車道対策事業費や次の14ページの国直轄事業負担金など、合計の欄に記載しておりますとおり53億3,291万3,000円を計上しております。

15ページを御覧ください。道路整備課でございます。

道路維持修繕費や次の16ページの緊急地方道路整備事業費など、合計で172億3,522万9,000円を計上しております。

17ページを御覧ください。都市計画課でございます。

街路事業費や、次の18ページの公園整備事業費など、合計で56億795万7,000円を計上しております。

19ページを御覧ください。

ここから21ページにかけましては、住宅課の一般会計、特別会計でございます。

まず、一般会計でございますが、県営住宅管理費や次の20ページの建築物耐震化推進費など、合計で17億3,799万2,000円を計上しております。

21ページを御覧ください。特別会計でございます。

県営住宅敷金等管理特別会計として、1億2,984万1,000円を計上しております。

22ページを御覧ください。営繕課でございます。

営繕指導監督費として、89万5,000円を計上しております。

23ページを御覧ください。河川政策課でございます。

河川管理費や国直轄事業負担金など、合計で29億7,796万1,000円を計上しております。

24ページを御覧ください。河川整備課でございます。

河川海岸維持修繕費や、次の25ページの総合流域防災事業費など、合計で56億3,523万1,000円を計上しております。

26ページを御覧ください。砂防防災課でございます。

地すべり対策事業費や、1ページ飛びまして28ページの河川等施設災害復旧事業費など、

道路河川等に係る災害関連復旧事業費などで、合計133億5,090万円を計上しております。

29ページを御覧ください。水環境整備課でございます。

廃棄物処理施設管理指導費や農業集落排水整備事業費など、合計で6億2,909万3,000円を計上しております。

30ページを御覧ください。

このページから34ページにかけては、港湾政策課の一般会計、特別会計でございます。

まず、一般会計でございますが、港湾海岸施設維持補修費や31ページの県単独港湾整備事業費など、次の32ページの合計の欄に記載のとおり65億206万9,000円を計上しております。

33ページを御覧ください。

港湾等整備事業特別会計では、施設等整備事業費や施設等管理費など、次の34ページの合計の欄に記載のとおり37億9,455万8,000円を計上しております。

36ページを御覧ください。

このページから39ページにかけては、継続費でございます。

一般会計におきまして、道路整備課の北河内谷川橋新設事業について、令和7年度から新規に継続費設定をお願いするものであります。年割額につきましては、資料に記載のとおりでございます。

37ページを御覧ください。

一般会計の既決の継続費の状況でございます。

高規格道路課の大鳴門橋自転車道設置事業など3件、38ページに移りまして、都市計画課の末広住吉高架橋上部工架設事業、鳴門総合運動公園野球場改築事業の2件につきましては、既に御承認いただき事業を実施しているものでございます。

年割額、支出状況等につきましては、資料に記載のとおりでございます。

39ページを御覧ください。

特別会計の既決の継続費の状況でございます。

港湾政策課の徳島小松島港荷役機械整備事業につきましては、既に御承認いただき事業を実施しているものでございます。

年割額、支出状況等につきましては、資料に記載のとおりでございます。

40ページを御覧ください。

このページから42ページにかけては、債務負担行為でございます。

ア、一般会計では、道路整備課の緊急地方道路整備事業工事請負等契約など33件につきまして、それぞれ限度額の欄に記載した額の債務負担行為を設定するものでございます。

42ページを御覧ください。

イ、特別会計では、港湾政策課の港湾施設小規模改良事業工事請負等契約など2件につきまして、それぞれ限度額の欄に記載した額の債務負担行為を設定するものでございます。

43ページを御覧ください。

地方債でございます。

ア、公用地公共用地取得事業特別会計では11億7,600万円を、イ、港湾等整備事業特別会計では、港湾等整備事業に17億3,200万円、徳島小松島港沖洲（外）地区整備事業に1

億8,000万円、徳島小松島港津田地区整備事業に1億4,000万円、これらを限度額として事業の財源に県債を充てることとしております。

起債の方法、利率等につきましては、記載のとおりでございます。

44ページを御覧ください。

流域下水道事業会計でございます。

ア、業務の予定量につきましては、流域関連市町は鳴門市ほか4町で、処理水量等は記載のとおりでございます。

45ページを御覧ください。

イ、収益的収入及び支出の収入につきましては、流域下水道管理運営負担金や長期前受金戻入など、1、事業収益の欄に記載のとおり、合計10億3,035万6,000円を計上しております。

46ページを御覧ください。

支出につきましては、指定管理料や減価償却費など、収入と同額の合計10億3,035万6,000円を計上しております。

47ページを御覧ください。

ウ、資本的収入及び支出の収入につきましては、企業債や補助金など、1、資本的収入の欄に記載のとおり、合計5億5,706万1,000円を計上しております。

48ページを御覧ください。

支出につきましては、企業債償還金など、収入と同額の合計5億5,706万1,000円を計上しております。

49ページを御覧ください。

エ、企業債から、オ、一時借入金、カ、議会の議決を経なければ流用することのできない経費及びキ、他会計からの補助金につきましては、記載のとおりでございます。

次に、その他の議案等でございます。

50ページを御覧ください。

（1）条例案でございます。

ア、徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例案でございます。

宅地造成等規制法の一部が改正されたことに伴い、当該許可の申請に対する審査手数料等を定めるとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料等について、所要の見直しを行うなどの改正を行うものでございます。

51ページを御覧ください。

ここから52ページにかけましては、（2）変更請負契約でございます。

まず、51ページのア、徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約に係る変更請負契約でございますが、インフレスライドに伴う契約金額の変更の御承認をお願いするものでございます。

52ページに移りまして、イ、椿泊荷さばき所（仮称）新築工事のうち建築工事の請負契約に係る変更請負契約でございます。工期、設計単価及び工事内容の変更に伴う契約金額の変更の御承認をお願いするものでございます。

53ページを御覧ください。

次の54ページにかけましては、（3）請負契約でございます。

ア、徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（4）及び54ページに移りまして、イ、徳島小松島港赤石地区整備事業徳島小松島港荷役機械整備工事に係る請負契約でございますが、一般競争入札により、それぞれ資料に記載の共同企業体等が落札いたしましたので、御承認をお願いするものでございます。

55ページを御覧ください。

（4）権利の放棄についてでございます。

ア、工事請負契約の解除による前払金の返還金に対する利息に係る債権196万8,457円につきまして、イ、徳島県営住宅の家賃に係る債権10件、329万1,110円につきまして、それぞれ回収不能のため、権利の放棄をお願いするものでございます。

56ページを御覧ください。

（5）専決処分の報告についてでございます。

道路事故の損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について記載しております。海部郡海陽町などで発生しました道路事故5件につきまして、それぞれ記載の賠償金額で和解が成立しましたので、専決処分を行ったものでございます。

続きまして、県土整備委員会説明資料（その2）について、御説明させていただきます。

2ページの目次を御覧ください。

御審議いただきます案件は、令和6年度2月補正一般会計・特別会計予算といたしまして、歳入歳出予算及び繰越明許費でございます。

この度の補正予算につきましては、道路の維持補修を集中的に行う道路3か年リフレッシュ対策に加え、緊急輸送道路等の脆弱部を補強し、安全性を高める路肩緊急対策を行う県単独維持補修費、災害発生時に道路や河川堤防等の被災状況を把握するため、悪天候でも使用可能な高性能ドローンの導入につきまして、先議をお願いするものでございます。

3ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

表の下から3段目、計の欄を御覧ください。

左から3列目の補正額の欄に記載しておりますとおり、県土整備部合計で21億400万円の増額をお願いしております。

その右隣の計の欄には、補正後の額を記載してございますが、907億5,167万3,000円となっております。

また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳の欄に括弧書きで記載してございます。

4ページを御覧ください。

特別会計でございますが、今回、その補正はございません。

5ページを御覧ください。

このページから次にかけては、補正予算に係る課別の主要事項説明についてでございます。

まず、建設管理課でございますが、地方創生の深化のための支援費として、先ほど御説明いたしましたドローンに係る400万円の補正をお願いしております。

6ページを御覧ください。道路整備課でございます。

道路リフレッシュ対策、路肩緊急対策に関し、道路維持修繕費として21億円の補正をお願いしております。

7ページを御覧ください。

次の8ページにかけまして、繰越明許費でございます。

7ページは、一般会計の追加分といたしまして、この度補正をお願いしております事業について、今回、新たに御承認をお願いする翌年度繰越予定額を記載しております。

また、8ページは一般会計の変更分を記載してございます。変更分を反映した補正後の合計は、表の最下段、右から2列目の欄に記載のとおり25億9,300万円となっております。

以上で、提出を予定いたしております案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、3点御報告させていただきます。

資料（その2）を御覧ください。

第1点目は、宅地造成及び特定盛土等規制法についてでございます。

同法に基づき知事が指定する規制区域につきまして、11月定例会で全県域を網羅した規制候補区域案を御報告させていただき、去る12月20日から1月19日においてパブリックコメントを実施し、9件の貴重な御意見を頂きました。

これらの御意見を踏まえ、さきに御報告したとおり、全県域を網羅した規制区域案として取りまとめました。

今後は、議会での御論議を経て、速やかに規制区域案について市町村への意見照会を実施した上で、早期の運用開始を目指してまいります。

続きまして、資料（その3）を御覧ください。

第2点目は、徳島県流域下水道事業経営戦略の改定案につきまして、令和2年3月に策定した、中長期的な経営の基本計画となる現徳島県流域下水道事業経営戦略について、旧吉野川流域下水道の新たな設備の増強や老朽化対策を反映するため、この度改定案を取りまとめたところでございます。

具体的な改定内容といたしまして、1点目は、計画期間に関して、現行の経営戦略で令和2年度から令和11年度までとしておりますが、今回、令和7年度から同17年度までと変更しております。

2点目は、旧吉野川浄化センターの整備に関して、下水道の整備進展に伴って増加する流入汚水を適切に処理するための水処理施設の増設や、持続的な機能確保を目的に、下水道施設全体を俯瞰して長期的な施設の^{ふかん}状態を予測し、計画的かつ効率的に管理していくストックマネジメントの考え方の導入等を反映することとしております。

引き続き、流域下水道の効率的な整備と適正な維持管理を行うことにより、経営の健全化、効率化を推進してまいります。

最後に、資料はお配りしておりませんが、1月28日火曜日に埼玉県内で発生した、下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没を受けた緊急点検結果について御報告いたします。

さきに、企業局から工業用水道関係の御報告をいたしましたが、県土整備部からは下水道関係について御報告させていただきます。

この度の事態を受け、国土交通省より全国の自治体に対し、同様な規模の下水道管路について緊急点検の要請がありました。

県内には、この緊急点検の対象となる規模の下水道施設はなかったものの、県が管理する旧吉野川流域下水道の幹線管路24.7kmにおいて、2月3日月曜日までに道路の変状等、目視による自主点検を緊急的に行った結果、異常はございませんでした。

また、県内には市町の管理する下水道管路が約1,000km埋設されていることから、市町に対しましても、常日頃からの点検はもとより、下水道維持管理指針に基づく点検をしっかりと行うよう周知してまいります。

引き続き、道路管理者と連携し、下水道の適切な維持管理に努めてまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

梶原委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

原委員

私からは、今回提案されている予算案について、幾つか質問させていただきます。

まずは今説明がありました、2月補正予算で提案されています道路3か年リフレッシュ対策事業については、私の地元、鳴門市内でも多くの箇所では舗装が修繕されており、地元の皆様から良くなったというお声を大変頂いております。本当にありがとうございます。

また、除草後の再繁茂対策については、11月議会の県土整備委員会で効果検証を行っているという回答いただきましたが、道路3か年リフレッシュ対策事業を活用してこれまでに実施した舗装補修や、除草後の再繁茂対策の効果検証について伺いたいと思います。

森道路整備課強靱化・安全対策担当室長

ただいま原委員から、道路3か年リフレッシュ対策のこれまでに実施した舗装補修や、除草後の再繁茂対策の効果検証について御質問を頂きました。

昨年度2月定例会でお認めいただきました道路3か年リフレッシュ対策事業では、舗装の補修、区画線の引き直し、除草後の再繁茂対策の試験導入といった対策を実施しているところでございます。

舗装補修や区画線の引き直しにつきましては、緊急輸送道路、観光地アクセス道路など主要な幹線道路で、交通量が多く損傷の進みが早い区間を中心に対策することとしており、令和6年度につきましては、鳴門市の松茂吉野線、阿南市の羽ノ浦福井線、阿波市の鳴門池田線など36路線、約20kmにおいて実施しているところでございます。

また、今年度の除草後の再繁茂対策につきましては、鳴門市の鳴門池田線や徳島市の徳島環状線、阿南市の阿南那賀川線など17路線41箇所において、路側の土砂撤去やシール貼り、隙間プレートなどを試験的に実施しており、夏までに施工した箇所においては再繁茂がないことを確認しているところでございます。

また、地域の皆様の代表といたしまして各市町村に意見を伺ったところ、再繁茂対策の実施箇所に草が生えていない、市町村が管理する道路でもこういった取組を採用してい

たいなどの効果を実感する声を頂いておりまして、これらの対策の有効性を確認しているところでございます。

原委員

除草においても、大変成果があったことが分かりました。

道路3か年リフレッシュ対策事業は2年目を迎えることから、これまでの成果を踏まえて、今後どのように取り組んでいくのかお伺いしたいと思います。

森道路整備課強靱化・安全対策担当室長

ただいま原委員より、道路3か年リフレッシュ対策の2年目について、どのように取り組んでいくのかという御質問を頂いております。

令和6年度2月補正予算、道路3か年リフレッシュ対策事業といたしまして、舗装や区画線の補修12億円に、除草の新たな取組といたしまして4億円を加えた総額16億円を計上させていただいているところでございます。

舗装補修につきましては、昨年度の2月補正予算から3か年で集中的に実施する計画を立てて進めておりまして、引き続き交通量が多く損傷を確認している区間となる、緊急輸送道路の阿南市の国道195号や阿波市の鳴門池田線、さらには観光地やアクセス道路である鳴門公園線などを中心に対策することとしております。

除草後の再繁茂対策につきましては、これまでの取組に加えまして、植樹帯、中央分離帯の廃止・改良、被覆植物の植栽による盛土法面の雑草を軽減させる取組でありますとか、熱水を使用しました除草の活用など、除草作業の省力化にもつながる新たな取組を、鳴門市の鳴門池田線や徳島市の神山鮎喰線、さらには阿南市の阿南羽ノ浦線などにおいて実施することを予定しております。

引き続き、再繁茂の状況をしっかりと確認しながら効果検証を行うとともに、各年度の実績を積み上げまして、有効な取組を次につないでまいりたいと考えております。

原委員

道路3か年リフレッシュ対策事業では、多くの県民の皆様に道路の維持管理の重要性を実感していただいていると感じております。

引き続き、道路の維持修繕にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、2月補正予算の高性能ドローン活用推進プロジェクトについてお伺いしたいと思います。

ただいま、災害発生時に道路や河川堤防等の被災状況を迅速かつ正確に把握するため、悪天候でも使用可能な高性能ドローンを導入するとの御説明がありましたが、当プロジェクトについて、事業内容を詳しく教えていただきたいと思います。

谷川建設管理課長

ただいま原委員から、高性能ドローン活用推進プロジェクトに関する御質問を頂きました。

現在所有しておりますドローン機材は、風速毎秒5m以上では運航できない仕様となっております。より安全で効果的に災害対応を行うためには、悪天候でも使用可能なドローンが有効であると考えております。

そこで、国の令和6年度補正予算におきまして新たに制度創設されました、新しい地方経済・生活環境創生交付金、地域防災緊急整備型を活用いたしまして、天候の回復を待つことなく、強風下でも迅速に状況把握が可能な高性能ドローンを導入する経費といたしまして、400万円の予算計上をお願いするものでございます。

具体的には、平均風速毎秒12mから15mで県内に発令される強風注意報レベルの条件下におきましても運航可能な高性能ドローンを配備いたしまして、災害対応力の強化を図ってまいりたいと考えております。

原委員

強風下でも運航可能になるとのことで、災害時の迅速な状況把握につながり、非常に有意義なものであると思います。

一方で、例えば機材が高性能であっても、操縦できる職員が各庁舎にいないと、ただ宝の持ち腐れになるおそれがあると思います。そうならないためにも、災害時に備えて日頃から操縦訓練を重ね、体制を整えておくことが重要だと思います。

ドローンの運航体制と利用状況はどうなっているのか伺いいたします。

谷川建設管理課長

ただいま、ドローンの運航体制と利用状況に関する御質問を頂きました。

県におきましては、ドローンの運航に当たりまして、職員が安全に操縦できるよう、徳島県無人航空機庁内運用指針を策定するとともに、令和元年度から現在までの間、若手職員を中心に民間ドローンスクール講習の受講を促し、本庁及び県土整備部の各庁舎へ、ドローンの操縦技術と知識を習得した人員36名を配置するなど、計画的な操縦者の育成に取り組んでおります。

また、平時における利用状況といたしまして、講習修了者がインフラ施設の維持管理や魅力発信に資する動画や写真を撮影し、広報や事業説明会の資料として活用しているところでございます。

今後も引き続き、講習受講による人材育成に取り組むとともに、平時から操縦技術の経験を積み、災害時におきましても安全で迅速な対応につなげてまいりたいと考えております。

原委員

近年、ドローンは様々な場面で活用されていますので、技術革新の最たるものの一つと言えると思います。

若手職員の方々を中心に、これらの技術を習得していただき最大限に活用していただけるよう要望しておきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、令和7年度当初予算に計上されておりますインフラ空間活用による「新たな観光資源」創造事業について伺いたいと思います。

この度の新規事業として、新たな観光資源化に要する費用が計上されていますが、これも事業内容についてお伺いしたいと思います。

山本河川政策課長

ただいま原委員より、インフラ空間活用による「新たな観光資源」創造事業に関する御質問を頂きました。

自然豊かな県内には、川遊びや釣りなど多くの方々が利用されます穴吹川や海部川など、景観を堪能し楽しんでいただけるスポットが多数存在しております。

県内での周遊時間を増やし、県土の魅力を堪能していただくためにも、このような拠点をより多くの方々に知っていただき、気軽に安心して立ち寄っていただくことが効果的であると考えており、そのための環境づくりを支援してまいりたいと考えているところでございます。

具体的には、市町村などが進めます溪谷や景勝地を活用いたしました観光振興の取組につきまして、道路、河川の管理者として支援させていただくため、地域住民の生活に支障とならないよう、管理者であります県におきまして、例えば待避所や駐車場、また、川へのアクセスなど利用者目線に立ったハード整備を実施することを想定させていただいております。

市町村をはじめ関係者と連携・協力の下、管理者として可能な対策に取り組んでまいりたいと考えております。

原委員

答弁にもありましたが、本県には美しい川がたくさんありまして、夏には県外から多くの観光客が訪れ、キャンプや釣りなどで大変にぎわっております。

より魅力的な場所にすることが重要でありますので、本県の魅力を発信する意味でも非常に有効なものと考えております。

関係機関としっかりと連携していただき、取組を推進していただきますよう要望しておきます。よろしくお願いいたします。

今回の報告資料にあります宅地造成及び特定盛土等規制法についてお伺いしたいと思います。

これまでの議会で質問させていただきましたが、盛土規制法は全県域を規制区域に指定し、民間事業者が実施する人為的な全ての盛土や切土を対象に技術的に安全性を確認の上、施工を許可するとの説明を頂いておりますが、パブリックコメントを実施したとのことですが、どのような御意見があったのかお伺いしたいと思います。

脇谷都市計画課長

原委員より、今回報告しております宅地造成及び特定盛土等規制法に関するパブリックコメントの内容について御質問いただきました。

去る12月20日から1月19日にかけて、パブリックコメントを実施させていただきまして、不法盛土に関する監視や指導取締りが重要といった御意見でございますとか、過去の盛土についても調査して県民に公表してもらいたいといった、当法令の運用面に関する

御意見を頂いております。

また、規制候補区域案に関しましては、熱海のような事故が起こらないように全県域を規制区域とするべきといった御意見でございますとか、吉野川のような大河川におきましては、川の中にも規制区域を設けるべきだといった、我々が示しております県下全域を規制区域とする案について、賛成という御意見を頂いているところでございます。

そこで、今回頂いた御意見を踏まえまして、全県域を網羅した規制区域案を取りまとめるとともに、現在、早期の運用開始に向けまして諸準備を進めているところでございます。

原委員

県民の声にある不正な盛土工事や既存盛土等について、今後どのように取り組んでいくのか教えてください。

脇谷都市計画課長

不正盛土、あるいは既存盛土についての御質問でございます。

宅地造成及び特定盛土等規制法は、許可を受けた工事につきまして、その公表でございますとか、工事の現場には許可を受けた工事である旨の掲示の義務付けがなされているところでございます。

そこで、県では現在、宅地造成及び特定盛土等規制法に関する専用のウェブサイトの構築作業を進めているところでございまして、当サイトにおきましては、県が許可した許可工事の一覧を公表するとともに、県民の自宅周辺で、例えば許可の与えられていない不正な工事等が発見された場合には、通報できるようなシステムも備えていこうということで、現在構築作業を進めているところでございます。

また、既存の盛土につきましても、同法におきまして調査の実施が義務付けられているところでございまして、今後既存盛土の地形や地質などの基礎調査を実施するとともに、必要に応じて現地調査なども確認してまいりたいと考えているところでございます。

県民の通報あるいは基礎調査によって、不法あるいは危険な盛土等が発見された場合は、同法に基づきまして行政指導をしっかりと行って、県民の安心・安全を守ってまいりたいと考えているところでございます。

原委員

既存盛土についても調査を実施するとのこと、安心したところではありますが、県民の不安を払拭することも重要ではないでしょうか。

実際の運用に当たっては、県民をはじめ事業者への周知・啓発が大事ですが、どのように取り組んでいくのか教えていただきたいと思います。

脇谷都市計画課長

県民への周知・啓発に関する御質問でございます。

昨年12月20日から実施したパブリックコメントでは、規制区域案の提示はもとより、同法に関する趣旨や規制内容についても、併せて周知を行ったところでございます。

また、パブリックコメントに先立ちまして、昨年末、12月18日でございますけれども、

徳島県建設業協会や徳島県宅地建物取引業協会をはじめとした各関係団体に向けて説明会を実施させていただきました。ウェブ参加も含めまして、その説明会には50名以上の方の御参加を頂きまして、同法に関する関心の高さを非常に感じているところでございます。

今後につきましては、県のホームページやSNSでの発信はもとより、新聞広告への掲載も検討してまいりまして、県民に対して丁寧かつ確実な周知・啓発に努めて運用開始につなげてまいりたいと考えているところでございます。

原委員

この取組は、盛土等の災害から住民の安心・安全を守る大変重要な取組であると思います。

既に周知啓発についても始めているとのことであり、引き続き一日でも早い運用開始に向けてしっかりと準備をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

大塚委員

今、非常に大雪の時期なんですけど、一昨日、私は木屋平の診療所へ行ったんですけども、御承知のように関係者の皆様方の御努力によりまして、去る12月27日に国道492号は通行可能になったということで、今それを利用させていただいています。

ただ、一昨日行った時は、非常に大雪だったんです。これ、行けるのか、もし今行っている所が駄目だったら夜迂回路^うへ回らないといけない。迂回路になると更に急峻^{しゅん}であり降雪量も多いので本当に心配したわけです。

こういった降雪に対して、道路管理者としてどのような対応をなさっているかお伺いしたいと思います。

森道路整備課強靱化・安全対策担当室長

ただいま大塚委員から、今回のような雪に対して道路管理者がどのような対応をしているのかという御質問を頂いております。

この度の寒波におきまして、県では本格的に雪が降り出す前日の月曜日から気象情報の収集を行いまして、万代庁舎や各庁舎において、リアルタイムの情報収集や臨機の対応を講じるための待機体制を確保、さらには国や市町村、警察など関係機関との連絡体制を確認しておりまして、また、各庁舎や除雪作業を行う建設業者が確保している資機材を確認するなど、迅速な対応が取れるよう事前準備体制を整えまして対応に当たっているところでございます。

これまでに、今般の降雪につきましては、県西部の山間部での降雪が顕著でございまして、4日の早朝から各地で積雪を観測しており、本日早朝7時現在ではございますが、三好市、三加茂町で50cm、美馬市木屋平で25cm、那賀町で15cmという状況になっております。

県では、これらの積雪に対しまして、関係市町村とも連携しながら、早朝から除雪や凍結を防ぐ融雪剤の散布を実施しておりまして、早期の通行確保に努めており、現時点で大きな混乱が生じたとの報告はございません。

現在のところ、气象台から今週末土曜日までは寒波に見舞われるとの予報もあることから、引き続き速やかな対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。

大塚委員

状況はよく分かりました。

今、関係者内で連携いただいております。

今回のような降雪に対応することを踏まえても、道路の維持管理って非常に大事なんですね。それに対して、令和7年度の当初予算において、道路の維持管理費はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

森道路整備課強靱化・安全対策担当室長

ただいま大塚委員より、令和7年度当初予算の道路維持管理費についての御質問を頂いております。

今2月定例会では、除雪、融雪はもとより、除草、舗装修繕など道路機能を適切に維持するために必要な令和7年度当初予算といたしまして、対前年度約4,600万円増となる49億7,241万円の道路維持費を計上させていただいております。

また、予算執行に当たっては、これまでも除草や舗装補修などの1年間を通して必要な費用、台風、豪雨などの異常気象による山腹崩壊をはじめとした応急対策の費用、冬場の降雪による除雪、融雪に係る費用など、季節ごとに確保すべき費用を総合的に考慮いたしまして、年間を通した執行計画の下、道路維持管理を行っているところでございます。

大塚委員

降雪を見越した予算が編成されているということで、一安心しております。

今回の降雪を見ましても、災害の規模をいち早くつかむということが非常に大事なんですけども、対策に関して何かやられていることがあったら教えていただきたいと思います。

森道路整備課強靱化・安全対策担当室長

ただいま大塚委員より、災害の状況をいち早く把握するために何か対策を講じているのかという御質問を頂いております。

今般の降雪をはじめとしまして、豪雨や地震津波による道路被害を把握し、迅速かつ効率的に除雪、土砂撤去、がれき除去等を行い、早期に車両通行を確保するためには、リアルタイムで状況把握することが重要と考えております。

そのため、緊急輸送道路のうち地震津波による大きな被害が想定される箇所や、積雪や路面凍結のおそれが高い箇所、あと降雨による冠水のおそれが高いアンダーパスなど、車両通行が困難となる可能性が高いところにおきまして、リアルタイムで現地情報を得ることのできる道路ライブカメラの整備を進める費用といたしまして、令和7年度当初予算に道路ライブカメラ設置事業3,000万円を計上しているところでございます。

今後とも、迅速な現状把握をすることで、早期の車両通行確保につなげてまいりたいと考えております。

大塚委員

早期の通行確保に向けて、その状況をいち早く掴むためにカメラを使ってということで

非常に安心しております。

その点について、非常に大事なことと思うんですが、引き続き県民の生活を守っていくために必要な予算を十分に取って、是非道路の維持管理に取り組んでいただきたいと思います。

須見委員

1点確認させてください。

先ほど、原委員からありました宅地造成及び特定盛土等規制法について、既存の部分にも適用されるということですが、どれぐらい遡って適用されるか教えてください。

脇谷都市計画課長

既存盛土に関する御質問でございます。

期間をいつまで遡ってということはございませんので、過去がいつかという話はあるんですけども、今、国からは、人為的に盛られた盛土を把握した上で、それが安全かどうかを確認するという指針が示されておりまして、具体的な手法については、現在検討しているところでございます。

須見委員

それで違反があった場合は、造成業者等々に指導監督するようなことをおっしゃっていたと思うんですけども、かなり古いもので危険な造成、切土した場所に関して、昔の部分で言いましたら造成事業者がいない場合もあるかと思います。そういう場所に関しては、県としてはどのように対策を取っていくのでしょうか。

脇谷都市計画課長

まず、法的な位置付けとしましては、例えば、危険な盛土等が発見された場合は、その土地の所有者、現在の土地の所有者あるいは上空の占有者、いわゆる建物が建っているような場合はその方に対して、あるいは今、須見委員からもありましたけれども、事業者であるとか、工事現場で施工主、事業中であればそういった方に関しての責務があるといったようなことで、法律的にはそういった方に関して、我々としては指導監督をしていく形になっているところでございます。

須見委員

法的にということで、県としてどうということではないのでしょうか。

脇谷都市計画課長

県といたしましては、まずは既存の盛土についてしっかり調査し、その土地の所有者等としっかりと協議をした上で、対策については検討してまいりたいと考えているところでございます。

須見委員

調査してほしい箇所があれば、県に申請なり通知なりをすれば、そこが危険か危険でないかという判定は県がしてくれるという認識でよろしいでしょうか。

脇谷都市計画課長

先ほども原委員に御答弁をさせていただきましたが、法的に既存盛土の調査も定義付けされているところでございますので、まずは県で現場の調査をやってまいりたいと考えているところでございます。

須見委員

実は、八万でも何箇所か危険な盛土の部分がありまして、是非ともしっかりと調査していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

梶原委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で県土整備部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時45分）